

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 希望の家

療育センター きぼう

身体的拘束等適正化のための指針

療育センター きぼう

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児（者）（以下、利用者）の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

1) 療育センター きぼうは、「利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合」（施設入所利用契約書、第8条の4）を除いて、利用者の身体的拘束または行動制限は行いません。

2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為を行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

なお、療育センター きぼうの職員は、日頃からきめ細かな観察とケアにより利用者の心身の状態を把握し、身体拘束または行動制限を行わずに対処出来る可能性があるかどうか、という視点を持って療育に当たります。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

② 身体拘束廃止委員会の構成員

- ア) センター長、病棟担当医師（田中先生）
- イ) 看護職員（看護部長・病棟看護長・病棟看護スタッフ）
- ウ) 生活支援職員（生活支援部長・病棟生活支援主任・病棟生活支援スタッフ）
- エ) リハビリテーション課（病棟担当リハビリスタッフ）
- オ) 栄養課（病棟担当管理栄養士）
- キ) その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる職員

※この委員会の責任者は、センター長とし、参加可能な委員で構成する。

③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期開催します。

「個別支援会議」「モニタリング」「病棟カンファレンス」の際に開催します。

(最低 3 ヶ月に 1 回以上)

- ・必要時は随時開催します。
- ・例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種協働での委員会を開催できない事が想定されます。そのため、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年 2 回）の実施（院内全体研修：学研ナーシングサポート等）
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施（新入職員オリエンテーション等）
- ③ その他必要な教育・研修の実施（e-ラーニング：学研介護サポート等）

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

＜身体拘束または行動制限の必要性が生じる具体的状況＞

- 1) 人工呼吸器の回路や配線を外してしまう恐れがある場合
- 2) 点滴（IVHを含む）等のラインを外してしまう恐れがある場合
- 3) 気管カニューレ、経管栄養チューブ等を抜去してしまう恐れがある場合
- 4) 生命維持に必要なモニターの電極等を外してしまう恐れがある場合
- 5) 検査や治療行為が十分行えない場合
- 6) 通常のベッドから転落の危険が予測される場合
- 7) 食事や散歩等の際、車椅子から転落する危険が予測される場合
- 8) 自傷行為、異食行為、不潔行為等によって、本人が悪影響を受ける危険性が予測される場合
- 9) 他の利用者に対して重大な他害行為が認められる場合
- 10) 散髪の際、ハサミやバリカンなどで本人が受傷する危険がある場合
- 11) その他、興奮や多動等により身体拘束以外では本人または他の利用者の安全確保が著しく困難な場合

＜身体拘束または行動制限の方法＞

- 1) いわゆる「抑制帯」を使用する
- 2) 車椅子の際は、いわゆる「Y字帯」「胸ベルト」のいずれか、または両方を使用する
- 3) 転落防止柵のついたベッド（ベッド柵が高いもの）を使用する
- 4) 「つなぎ服」を使用する
- 5) 手にミトンをかぶせる
- 6) 肘にマンシェットのような物品を巻く

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

＜身体拘束または行動制限を行う時の手順＞

- 1) スタッフから身体拘束または行動制限の必要性について提案があった場合は、病棟看護長、看護主任、生活主任、リハビリ担当者で検討し、病棟担当医師の指示を得る。
- 2) 医師の指示は、身体拘束または行動制限の開始前に受けることを原則とするが、緊急やむを得ない場合は、事後のなるべく早期に指示を得る。
- 3) 症状、状態が改善し、身体拘束または行動制限の必要が消失した場合は、速やかに中止する。
- 4) 重症心身障害児（者）では危険に対する理解の未熟さや特有の習癖などにより、身体拘束または行動制限が断続的であっても一定期間に及ぶ事もある。その場合には個別支援会議等において検討する。

＜注意事項＞

- 1) 拘束用具を使用する場合には、拘束部位の血行障害がないこと、安楽な体位であること、水分補給や排泄のニーズが満たされていること、疼痛や痒み等の苦痛がないこと、拘束用具が効果的であること、などの観察を十分行う。
- 2) 行動制限を行う場合には、オモチャ、音楽、テレビなど、なるべく本人が落ち着けるように工夫する。30分に一度観察する。

6. 本人および家族の同意について

- 1) 身体拘束または行動制限に関して、療育センター きぼうの「身体拘束または行動制限に関する説明書」「個別の具体的状況」について、家族または代理人に文書をもって説明し、事前または事後のなるべく早期に「身体拘束または行動制限に関する同意書」で同

意を得る。また、本人には、身体拘束または行動制限を開始するにあたっては、理解力に応じた説明を行う。

2) 十分に説明しても家族または代理人から同意が得られない場合は、身体拘束または行動制限を行わない。この場合、「身体拘束または行動制限に関する確認書」に記入して頂く。

3) 上記「同意書」または「確認書」はコピーをして、一部を「同意者」または「確認者」が保管し、一部を療育センター きぼうで保管する。

7. 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

8. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、「適正化委員会（個別支援会議・モニタリング・病棟カンファレンス等）」で拘束解除に向けた確認（3 要件の具体的な再検討）を行います。

※参考様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録」

ご家族等による本指針の閲覧

本指針は、院内LANにおいて、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

令和3年4月1日